

地方財政審議会付議（説明）案件

令和2年6月2日（火）

（案件名）

- ・ 令和2年度内の資金繰りへの対応について（説明案件）

自治財政局 地方債課

南里補佐（内23394）

令和2年度内の資金繰りへの対応について

- 地方税などの収入の大幅な減少
 - 公営企業（病院、交通など）の料金収入の大幅な減少
- 
- 地方団体の年度内の資金繰り対策として、以下のとおり措置を講じる。

① 地方税の徴収猶予に伴う減収への対応

- 地方税法に基づく地方税の徴収猶予に伴い生じる一時的な減収に対応するため、**猶予特例債を創設**【地方財政法改正済】資金調達力の弱い一般市町村分について最低金利である**公的資金**（財政融資資金）を確保
※直近貸付金利0.003%（1年債）

② 減収補填債の公的資金の確保

- 地方税の大幅な減収見込みを踏まえ、従来は民間資金で対応していた**減収補填債**について一般市町村分は最低金利である**公的資金**（地方公共団体金融機構資金）を確保 ※直近貸付金利0.02%（10年債）

③ 共同発行債の増額

- 民間資金の中で基本的に最も金利が低い**共同発行債**（※）（総務省が条件交渉をとりまとめ）について、償還年限を多様化した上で、**発行額を増額**（当初予定の1.2兆円に加え、現時点で0.8兆円の増額要望あり）
※ 地方団体が共同して発行する地方債で、平成15年4月から毎月0.1兆円（年間1.2兆円）を発行 ※直近金利0.13%（10年債）

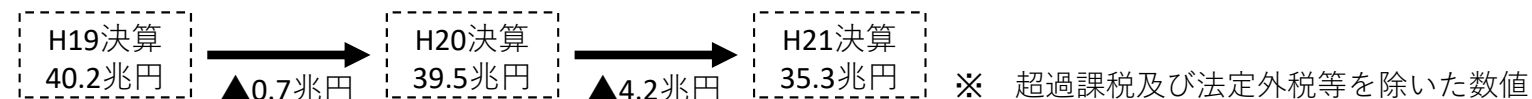
④ 公営企業における特別減収対策企業債の発行

- 公営企業で生じる資金不足は、通常は地方債の対象としていないが、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足については、**特例的に地方債（特別減収対策企業債）を発行**できることとし、**利子について特別交付税措置**（※）（熊本地震と同様の対応）
※ 償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し、その8割を特別交付税措置

⑤ 地方債の早期発行を可能とする手続きの弾力化

- 総務省への**同意協議手続きを早期かつ柔軟に行う**ことにより、地方議会の**議決後すぐに発行が可能**となるよう対応（従来は、9月議会で議決された地方債は原則、年度末の発行だったが、9月に発行可（最も資金ニーズが多いのは10,11月））

リーマンショック（H20.9）後の地方税・地方譲与税収入の動向



① 猶予特例債


- イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を創設（4月30日地方税法改正関連法案が国会で可決）

※ 基本的に全ての税目が対象（証紙徴収による地方税は除く）。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

【徴収猶予の概要】

現 状（財産の損失が生じていない場合）	特 例
<ul style="list-style-type: none">○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。○ 原則として、担保の提供が必要。○ 延滞金は軽減（年1.6%）。	<ul style="list-style-type: none">○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において収入が大幅に減少（※）した場合について徴収を猶予。<ul style="list-style-type: none">※ 前年同期比概ね20%以上の減※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用○ 担保は不要。○ 延滞金は免除。

-  地方税法に基づく地方税の徴収猶予に伴い生じる一時的な減収に対応するため、**猶予特例債を創設**（4月30日地方財政法関連法案が国会で可決）

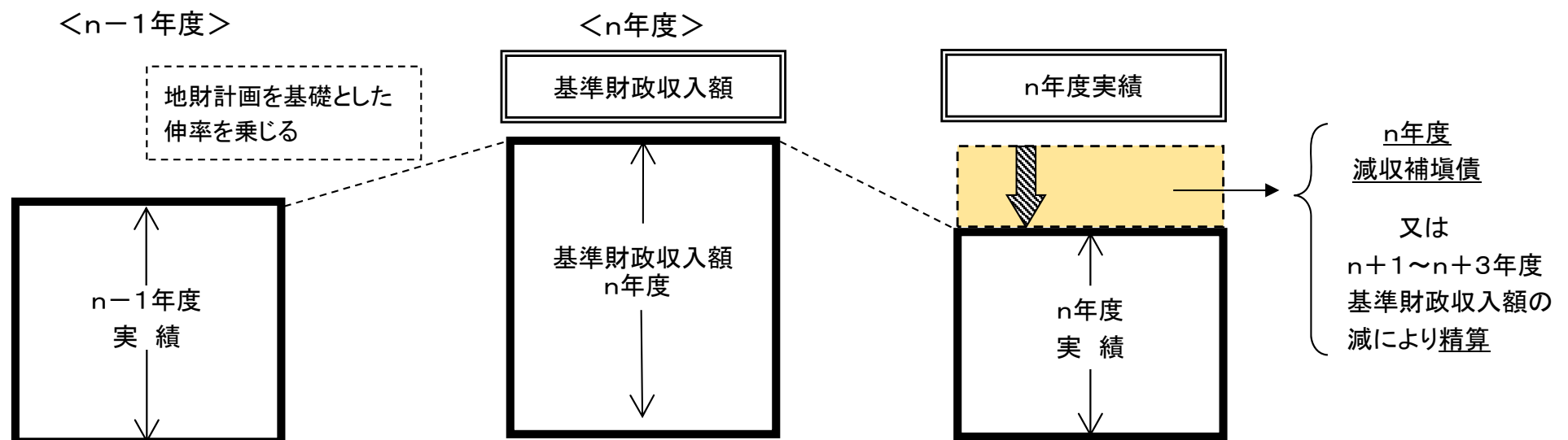
【猶予特例債の概要】

- 1 対象団体
都道府県・市町村（交付団体・不交付団体を問わない）
- 2 対象額
地方税法に基づく徴収猶予の特例制度による年度を超えた徴収猶予相当額
- 3 地方債の位置付け
建設事業債以外にも充当できる特例債として措置（地方財政法を改正し、附則に根拠規定を創設）
- 4 償還年限
納税されるまでの間（1年）
- 5 財政措置
充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置：なし（一時的な減収であるため）

②減収補填債

減収補填債の概要

1. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普通交付税の基準財政収入額については、課税実績に上振れや下振れが生じた場合、原則精算は行わないが、景気の変動等による年度ごとの税収額の変動が大きい一部の税目については、上振れ下振れいずれの場合も、翌年度以降の普通交付税の算定において精算を行っている。 ○ 課税実績が下振れした場合、当該年度の資金を確保する観点から、普通交付税の精算に代えて、減収を補填するための特別の地方債（減収補填債）の発行を可能としている。（地方財政法附則第33条の5の3）
2. 対象税目	住民税の法人税割・利子割・利子割交付金、法人事業税・法人事業税交付金、特別法人事業譲与税
3. 充当率	100%
4. 元利償還金に対する交付税措置率	75%



③ 共同発行債

1 共同発行債の概要

- 平成15年4月から36道府県・政令市が連帯債務による強固な信用力に基づいて発行する地方債の代表銘柄

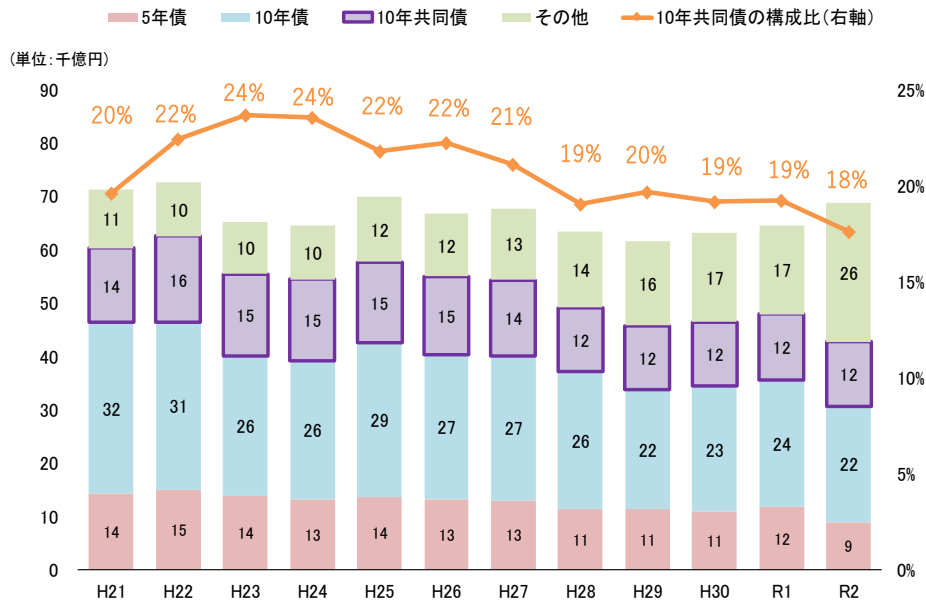
2 ベンチマーク債としての役割

- 毎月、10年債を1,000億円（年間1.2兆円）、大口で定期発行することにより、国内債券の中で、国債に次いで最大の発行規模（残高約14兆円程度）で高い流動性を確保。投資家にとって事務効率が良い。

3 発行環境

- このため、民間資金の中で基本的に最も金利が低い（令和2年5月：共同債0.131%）
- 大口であるため、国内投資家に加えて、海外投資家も保有（平成30年度：1.1%）

市場公募債発行額



※ 共同債参加団体（令和2年4月時点）

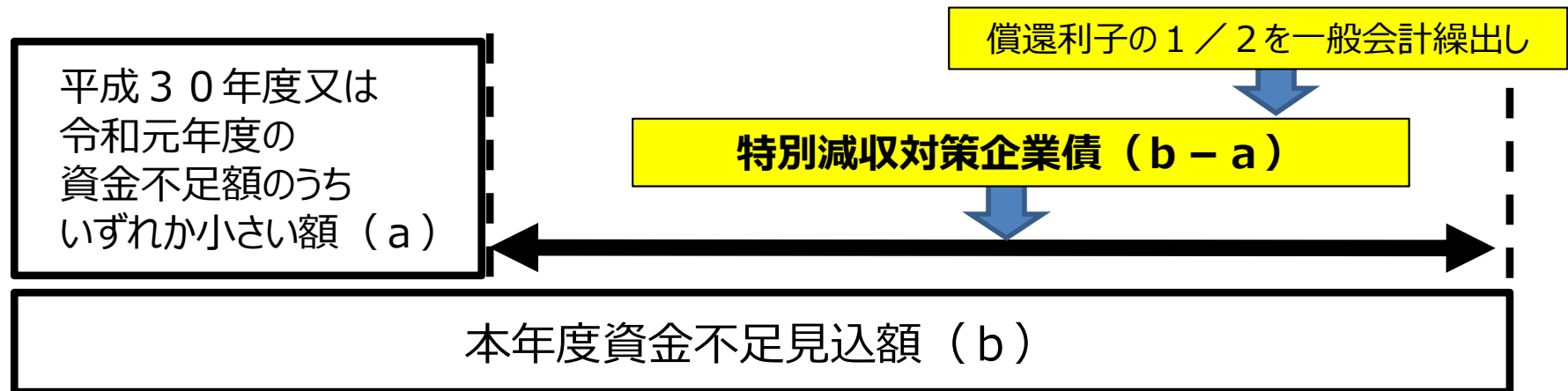
北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

④ 公営企業における特別減収対策企業債の発行

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、平成28年熊本地震と同様の資金手当措置を講じる。

<措置の内容>

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できる（特別減収対策企業債）。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1 / 2の額を一般会計から繰出し。
なお、当該繰出しには特別交付税措置（措置率0.8）を講じる。
- 償還年限は15年以内

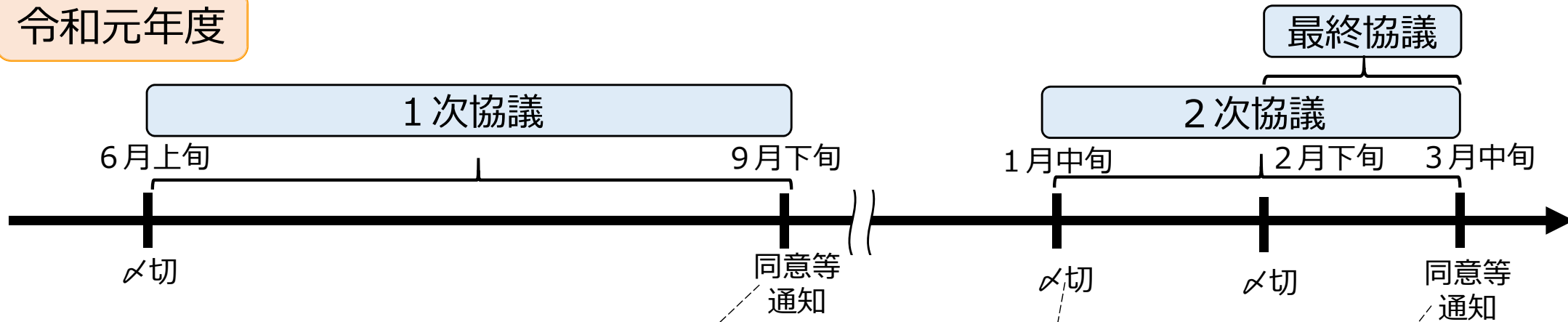


※ 年度途中においても、その時点に把握できる資金不足見込額により発行できるよう、今月中に、同意等基準、同意等基準運用要綱等を改正するとともに新型コロナウイルス感染症に係る繰出基準通知（副大臣通知）を発出予定

⑤ 地方債の早期発行を可能とする手続きの弾力化

- タイムリーに地方債発行ができるよう、総務省への同意協議手続きを早期かつ柔軟に行うことにより、地方議会（通常6月、9月、12月、2～3月の4回開催）の議決後すぐに発行が可能となるようにする。

令和元年度



令和2年度

